産業廃棄物税の創設

三重県

時代認識

1970年 「環境」と「経済」は対立

「公害国会」『環境対応』

2000年 循環型社会形成推進基本法など

6本のリサイクル法が成立

「環境国会」『環境保全』

21世紀 「環境」と「経済」を

同軸に捉えた『環境経営』

一般廃棄物: 処理責務は市町村 処理経費は交付税で措置

産業廃棄物:処理責務は排出者

処理経費は処理料金で

県は許可等の規制行政

事務経費は

許可手数料及び交付税措置

<u>産業廃棄物行政(規制行政)に係る</u> 三重県の予算と財源措置

平成12年度ベース

手数料・交付税による財源措置 120,495千円 当初予算 409,347千円

一般的な県が行う経費の3倍強の予算措置 他の事業への影響が懸念される状況

ひつ迫する最終処分場

三重県内の管理型最終処分場の状況

残存容量 約80万m³(約200万t) (H12.3現在)

処分量 56万t (H10年度)

埋立残余年数 約2年(平成15年12月まで)

高騰する最終処分料金

近畿地方 H10: 10,000 ~ 11,000円/t

H13: 20,000 ~ 22,000円/t

三重県内

A社 17,000円/t 20,000円/t 18%増

B社 13,000円/t 17,000円/t 31%増

C社 33,000円/t 45,000円/t 36%增

創設までの経緯

平成11年5月 県税若手グループ研究会発足

(20代の県税事務所職員9名)

平成12年3月 県税若手グループ研究会が

「産業廃棄物埋立税(仮称)」構想を公表

" 産業廃棄物税庁内検討会議発足

平成12年8月 「産業廃棄物に係る税」検討4試案を公表

r 産業界等との意見交換を開始

平成12年9月 県民懇談会を開催(県内4カ所)

平成12年12月 県議会常任委員会に、産業廃棄物対策

税収使途等についての考え方を報告

創設までの経緯

平成13年2月 県議会常任委員会に、税制度の概要、

税収使途等についての考え方を報告

" 産業廃棄物税検討会議発足

(産業廃棄物対策推進協議会と協働で検討)

平成13年6月 県議会で全会一致で条例案可決

平成13年7月 総務大臣との協議を開始

平成13年9月 総務大臣の同意

平成14年4月 施行予定

A案

課税対象 県内で処分されるすべての産業廃棄物

納税義務者 排出事業者(県内外約400社)

納稅方法 申告納付

非課税
リサイクル施設への搬入は非課税

減免 一定の搬入量で裾切り

A'案

課税対象 県内で処分されるすべての産業廃棄物

納稅義務者 排出事業者(県内外数万社)

納税方法 特別徴収(義務者:中間処理業者及び

埋立処分業者 県内約200社)

非課税リサイクル施設への搬入

特徴等すべての排出事業者が納税義務者

B案

課税対象 県内で埋立される産業廃棄物

納税義務者 排出事業者(中間処理業者を含む)

(県内外約2,500社)

納稅方法 特別徵収

(義務者: 埋立処分業者 県内約20社)

特徴等税制の仕組みが比較的簡素

C案

課税対象 県内で埋立される産業廃棄物

納税義務者 埋立処分業者(県内約20社)

納稅方法申告納付

特徴等税制の仕組みが簡素

排出責任を間接的に問う

税制度の概要

納税義務者 排出事業者(県内・県外を問わず)

課税対象 県内の中間処理施設又は最終処分場への搬入

課税標準 搬入重量(ただし、中間処理施設への搬入の場

合は、一定の処理係数を乗じる)

再生施設への搬入の場合は課税免除

税率 1トンにつき1,000円

免税点 年間1,000t 未満

徴収方法 申告納付

税収見込 411,000千円

産業廃棄物税の使い道

環境の21世紀に通じる産業活動への支援

- ・産業廃棄物抑制等事業費補助金
- · 産業廃棄物抑制等設備機器整備資金利子補給補助金
- ・企業環境ネットワーク支援事業費
- ・産業廃棄物リサイクル技術研究開発費

産業廃棄物による新たな環境負荷への対策

- ・廃棄物処理センター適正処理支援等事業費
- ・産業廃棄物監視強化対策事業費

賦課徴収に関する経費

税収は2年後になるが、いずれの事業も財政調整基金から前借りして先行実施している。

制度創設により得たもの

企業との膝詰めの意見交換

縦割りを打破し県庁全体で創設に努力

民主主義の基本である税について 県議会で真剣に議論

環境先進県づくりの目指すもの

最終処分場の確保

トイレ付きのマンション整備

三重県に立地

環境に優しい企業ブランド

全国への広がり

「経済大国」から「環境大国」へ